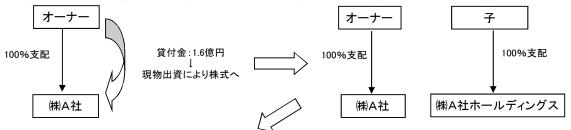
## A社案件:スキーム図

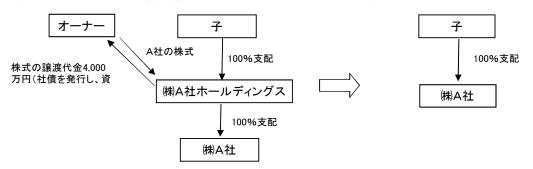
## スキームの概要

第1段階:オーナーによる貸付金の現物出資(DES) 第2段階:子が㈱Aホールディングスを設立(資本金10万円)



第3段階:オーナーはA社株式を㈱Aホールディングへ譲渡

第4段階:(株)A社が(株)A社ホールディングスを吸収合併



#### 貸借対照表の推移(A社)

当初 (万円) DES後	(万円)
諸資産 62,000 銀行借入 40,000 諸資産 62,000 銀行信	借入 40,000
その他債務 2,000 ┌──\ その他	他債務 2,000
オーナー借入 16,000 └──/   資本会	金 9,000
資本金 1,000   資本差	準備金 8,000
<u>利益剰余金 3,000</u> 利益類	剰余金 3,000
62,000 62,000	62,000
※時価純資産額は、12,000万円の債務超過 ※時価純資産価額は4,000	00万円

# 費用と効果の検証

① 相続税の軽減効果(貸付金又は社債以外の相続財産が現金2,000万円のみの場合)

イ 本件スキーム実行前

1.8億円(貸付金1.6億円+現金2,000万円) 相続財産の評価額

相続税額 3,100万円

ロ 本件スキーム実行後

相続財産の評価額 6,000万円(社債4,000万円+現金2,000万円)

0円

相続税額

② スキーム実行により生じる主な費用及び税金

イ 株式の譲渡益に対する所得税・住民税

600万円

ロ A社設立に係る司法書士費用·登録免許税等

約25万円(設立資本金や依頼する司法書士により異なる)

ハ 増資に係る登録免許税(資本金の増加額8,000万円)

56万円(+司法書士費用)

## ③ その他留意事項

イ A社の資本金等の額の増額により、地方税均等割の負担が増加する

- ロ オーナーが受け取る社債利息に係る所得税・住民税は20%の源泉分離課税(税率が低い)
- ハ A社ホールディングスを存続会社とする吸収合併にした場合、不動産の承継時に多額の登録免許税が生じる
  - → A社を存続会社にした方が合併コストが低くなる